

サテライトオフィス誘致推進事業業務委託

プロポーザル実施要領

令和6年4月

男鹿市観光文化スポーツ部男鹿まるごと売込課

目 次

1	公募型プロポーザル実施の目的	1
2	事業概要	
	(1) 事業名称	
	(2) 事業内容	
	(3) 委託業務期間	
	(4) 提案上限額	
	(5) 事業の所管課	
3	参加資格	
4	提案要領等のスケジュール	2
5	質問書の提出期限、様式、提出先	
6	質問への回答	
7	参加表明にあたっての留意事項	
	(1) 実施要領の承諾	
	(2) 費用の負担	
	(3) 使用言語	
	(4) 提出書類の取り扱い	
	(5) 提供資料の取り扱い	
	(6) 情報公開	
	(7) 提出後の追加及び変更	3
8	参加表明書類の提出期限、提出場所及び方法等	
	(1) 提出期限	
	(2) 提出場所	
	(3) 提出方法	
	(4) 提出書類	
9	参加資格決定通知書	
10	参加表明後の辞退	
11	企画提案にあたっての留意事項	
	(1) 提案費用の負担	
	(2) 使用言語及び単位	
	(3) 提出書類の取り扱い	
	(4) 提供資料の取り扱い	4
	(5) 情報公開	
	(6) 提出後の追加及び変更	
	(7) その他	
12	企画提案書類の提出期限、提出場所及び方法	
13	企画提案書類の提出について	
14	優先交渉権者の選定	5
15	評価項目及び審査基準	6

16	プロポーザル参加に際しての注意事項	
	(1) 失格又は無効	
	(2) 著作権・特許権等	7
	(3) 複数提案の禁止	
	(4) 提出書類の変更の禁止	
	(5) その他	
17	見積書作成にあたっての注意事項	
18	契約に関する条件	
	(1) 契約の交渉と契約の締結	
	(2) 費用の支払い	
19	その他	8
	(1) 個人情報の保護	
	(2) 秘密保持	
	(3) 再委託の禁止	
	(4) 費用弁償	
	(5) 問い合わせ先	

1 公募型プロポーザル実施の目的

本プロポーザルは、リモートワーク等の新たな働き方が広がりを見せる中、地方進出に意欲を持つ企業等を対象とするモニターツアー等を開催し、サテライトオフィス等の誘致を図ることで、本格的な市内への企業立地に結び付ける。

2 事業概要

(1) 事業名称

サテライトオフィス誘致推進事業

(2) 事業内容

サテライトオフィス誘致推進事業業務委託仕様書のとおり

(3) 委託業務期間

契約締結日から令和7年2月28日（金）まで

(4) 提案上限額

2,995,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※委託契約の額は、男鹿市の予算の範囲内において、仕様書における業務内容に基づき契約交渉の相手方が算定した額（見積額）とする。

(5) 事業の所管課

〒010-0595 秋田県男鹿市船川港船川字泉台 66 番地 1

男鹿市観光文化スポーツ部男鹿まるごと売込課

電話：0185-24-9143 FAX：0185-24-9159

E-mail アドレス：syoukou@city.oga.akita.jp

3 参加資格

企画提案書類を提出できる者は、次の応募要件を満たし、8で定める参加表明書類を提出後、男鹿市から参加資格決定通知書（様式第4号）で参加資格を有するとされた者に限ります。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがされていない者であること、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われていないこと。

(3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく、破産手続開始の申立てをしている者でないこと。

(4) 代表者及び役員等が、男鹿市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又はその構成員の統治のもとにある者でないこと。

(5) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(6) 本市、国及び他の地方自治体から指名停止措置を受けていないこと。

(7) 本プロポーザルにおいて、他の参加表明者の構成員となっていないこと。

4 提案要領等のスケジュール

項目	期間
公募開始（公告日）	令和6年4月24日（水）
質問書の受付期間	令和6年4月30日（火）まで
質問書への回答	令和6年5月7日（火）まで ※随時回答
参加表明書の提出期限	令和6年5月10日（金）
参加資格決定通知	令和6年5月16日（木）まで
企画提案書類の受付	参加資格決定通知のあった日から令和6年5月24日（金）まで
プレゼンテーション審査	令和6年6月5日（水）13時30分から ※予定
選定結果の通知	令和6年6月14日（金）まで ※予定
業務委託契約締結	令和6年6月21日（金）まで ※予定

5 質問書の提出期限、様式、提出先

提出期限：令和6年4月30日（火）17時（必着）

様 式：質問書（様式第7号）

提 出 先：2（5）の電子メールアドレス

6 質問への回答

令和6年5月7日（火）までに、男鹿市公式ホームページに随時掲載します。

7 参加表明にあたっての留意事項

（1）実施要領の承諾

参加表明書類の提出をもって、本要領の記載内容を承諾したものとみなします。

（2）費用の負担

参加表明書類の提出に関する費用は、参加表明者の負担とします。

（3）使用言語

提案に関して使用する言語は日本語とします。

（4）提出書類の取り扱い

提出された書類については変更できないものとし、参加資格決定通知書の内容にかかわらず返却しません。

（5）提供資料の取り扱い

市から得た資料・情報等は取り扱いに注意するとともに、無断で提案に係る検討以外の目的で使用することを禁止します。

（6）情報公開

提出された書類は、男鹿市情報公開条例に基づき、情報公開の対象となります。

(7) 提出後の追加及び変更

提出書類について、提出後の追加及び変更は認めません。ただし、市が参加資格の審査に必要と判断した場合は、追加の書類の提出を求める場合があります。

8 参加表明書類の提出期限、提出場所及び方法等

- (1) 提出期限：令和6年5月10日（金）17時（必着）
- (2) 提出場所：2（5）に同じ
- (3) 提出方法：持参又は郵送（郵送の場合は提出期限必着を条件とする。）
- (4) 提出書類：次に掲げる書類を提出してください。
 - ① 参加表明書（様式第1号）
 - ② 会社概要（様式第2号）及び会社パンフレット
 - ③ 類似業務の実施実績（様式第3号）

9 参加資格決定通知書

- (1) 市は、参加表明書類を提出した者に対し、その内容を審査し、令和6年5月10日（金）までに参加資格決定通知書（様式第4号）又は参加資格不決定通知書（様式第5号）を電子メールにより通知します。
- (2) 参加資格が無いと認められた者は、その理由について、通知を受けた日の翌日から起算して5日以内（祝日等を除く。）に、書面により説明を求めることができます。男鹿市は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により回答します。なお、期限後の質問は受け付けません。
- (3) 提出書類に不備等があった場合には失格とします。

10 参加表明後の辞退

参加表明書類提出後に参加を取りやめる場合は、サテライトオフィス誘致推進事業業務委託プロポーザル参加辞退届（様式第8号）を令和6年5月24日（金）17時（必着）までに提出してください。（提出場所は2（5）に同じ。）

参加辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益な扱いはありません。

【これ以降は、参加資格を有する提案者の手続きです。】

11 企画提案にあたっての留意事項

- (1) 提案費用の負担
提案に関する費用は、提案者の負担とします。
- (2) 使用言語及び単位
提案に関して使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とします。
- (3) 提出書類の取り扱い
提出された書類については変更できないものとし、採用、不採用にかかわらず返却しません。

(4) 提供資料の取り扱い

市から得た資料・情報等は取り扱いに注意するとともに、無断で提案に係る検討以外の目的で使用することを禁止します。

(5) 情報公開

提出された書類は、男鹿市情報公開条例に基づき、情報公開の対象となります。

(6) 提出後の追加及び変更

提出書類について、提出後の追加及び変更は認めません。ただし、市が参加資格の審査に必要と判断した場合は、追加の書類の提出を求める場合があります。

(7) その他

本要領に定めるもののほか、提案にあたって必要な事項が生じた場合には、提案者に通知します。

企画提案書類に記載された内容は、特に明記が無い場合は、受注後に追加費用を伴わず実施する意向があるものとします。

12 企画提案書類の提出期限、提出場所及び方法

提出期限：令和6年5月24日（金）17時（必着）

提出場所：2（5）に同じ

提出方法：持参又は郵送（郵送の場合は提出期限必着を条件とする。）

13 企画提案書類の提出について

	提出書類	説明
①	企画提案書	様式第6号
②	企画・提案の内容 (任意様式)	企画・提案の内容は、「15 評価項目及び審査基準」の「評価項目・評価の視点」に沿ったものとする。
③	見積書及び明細書 (任意様式)	見積額の算出根拠は、仕様書6の委託経費に含まれるものに基づき作成すること。

(1) ①企画提案書（様式第6号）及び、②、③を紙製ファイル（A4サイズ）に綴じること。

(2) 代表者印を押印した正本を1部、正本を複写した副本を6部提出すること。

14 優先交渉権者の選定

本業務の受注者選考にあたっては、参加者に対し、企画・提案等を基にしたプレゼンテーションを求めます。その後、外部委員等で組織する選定委員会が、公平かつ客観的に評価し、提案価格と併せ、優先交渉権者を選定します。

(1) プレゼンテーション

① 開催日時

令和6年6月5日(水) 13時30分～(予定)

※開催日時等の詳細事項は、後日電子メールにより通知します。

② 開催場所

男鹿市役所

③ 所要時間

・プレゼンテーション 10分

・質疑応答 10分

④ 注意事項

・プレゼンテーションは、パワーポイントにより行うこととし、使用機材(パソコン、プロジェクター、スクリーン)は、本市所有の備品を使用することとします。

・各提案者は、他の提案者のプロポーザル提案を傍聴することができません。

・指定の時間に遅れた場合には、評価対象としません。

⑤ 評価項目及び評価内容

15 評価項目及び審査基準のとおり

(2) 企画提案書類の内容及び業務委託に係る経費を総合的に評価し、選定委員会での委員の評価点平均(最高得点と最低得点の委員の点数を除く。)が、60点以上でかつ最も高い提案者を優先交渉権者とします。

(3) 選定結果については、以下のとおり通知します。

① 選定者には、優先交渉権者に選定された旨の通知書を送付します。

② それ以外の者には、不採用の通知を送付します。

15 評価項目及び審査基準

評価項目・評価の視点		配点
1. 事業目的・内容（配点55）		
	本事業の目的・趣旨と整合性がとれているか	10
	内容が具体的かつ詳細か	5
	本市の地域性等を踏まえた内容となっているか。	10
	参加企業の募集について、本市への進出可能性の高い企業が確保できるよう工夫が示されているか。	20
	要求仕様以外で有益な独自提案事項が含まれているか	10
2. 事業実施体制及び経験・能力（配点20）		
	事業の実施体制及び人員確保、役割分担が明確にされているか。また、それらが適切であるか。	10
	本事業を遂行し、目的を達成するために有益な経験や知見を有しているか。	10
3. 事業実施計画（配点15）		
	妥当な実施スケジュールとなっているか。	10
	スケジュールが適正に実施できる根拠、工夫、経験等が示されているか。	5
4. プレゼンテーション・ヒアリング（配点10）		
	説明に説得力があるか。内容は論理的か。質問の受け答えが的確か。	10

16 プロポーザル参加に際しての注意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となることがあります。

- ① 本要領に定める手続き以外の手法により、関係者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
- ② 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ③ 選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- ④ 企画提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- ⑤ 参加資格を満たしていない事実が発覚した場合。
- ⑥ プレゼンテーション時に担当者が欠席した場合。
- ⑦ 評価結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(2) 著作権・特許権等

企画提案書等の内容に含まれる著作権、商標権その他日本国の法令に基づいて第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提案者が負うものとします。

(3) 複数提案の禁止

提案者は、複数の企画提案書類の提出はできません。

(4) 提出書類の変更の禁止

企画提案書類提出期限後の提出書類の変更、差替え若しくは再提出は認めません。

(5) その他

① プロポーザル参加表明書類を提出した場合であっても、企画提案書類の提出がなされない場合は、辞退したものとします。

② プロポーザル参加者は、企画提案書類の提出をもって、公募要領等の記載内容に同意したものとします。

③ 本プロポーザルへの参加表明者が多数の場合は、企画提案書類をもって、一次審査を行う場合があります。

17 見積書作成にあたっての注意事項

(1) 見積金額は、委託期間中の本業務に係る見込額とします。

(2) 通貨単位は円とします。

(3) 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を見積書に記載してください。

18 契約に関する条件

(1) 契約の交渉と契約の締結

優先交渉権者と契約交渉を行ったうえ、合意が得られた時点で随意契約による契約を行います。

なお、契約交渉が不調に終わった時は、次の順位の提案者と同様の交渉を行うこととし、以下同様とします。

(2) 費用の支払い

仕様書に記載のすべての業務が完了したことを確認後に支払い事務を行います。

19 その他

(1) 個人情報の保護

本事業の受託者は、事業の実施に際し、個人情報の処理等を行う場合には、男鹿市個人情報保護条例に基づき、個人情報の漏えい、滅失及びき損に対する防止措置を行ってください。

(2) 秘密保持

本事業の受託者は、本事業において知り得た情報（周知の情報を除く。）を本事業の目的以外に使用し、又は第三者に開示若しくは漏えいすることがあってはなりません。

(3) 再委託の禁止

- ① 本業務の受託者は、本業務の全部又は主要部分を第三者に委託することはできません。
- ② 本業務の一部を委託しようとする場合は、委託する業務、業務先等を記載した書類を本市に提出し、本市の承認を得なければなりません。

(4) 費用弁償

仕様書にて要求する資料等の作成等に要するすべての費用は、提出者の負担とします。

(5) 問い合わせ先

この件に関する問い合わせは、すべて電子メールにて行います。

送信メールアドレス

男鹿市観光文化スポーツ部男鹿まるごと売込課

syoukou@city.oga.akita.jp

担当者：渡部

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和6年4月24日から施行する。

(廃止期日)

- 2 この要領は、サテライトオフィス誘致推進事業に係る委託契約の締結が完了した日をもって廃止する。